

新潟県柏崎市議会委員協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県柏崎市議会会議規則(昭和42年議会規則第1号)第164条の2第4項の規定により、委員協議会の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(開催)

第2条 委員協議会は、委員長又は委員の定数の半数以上の委員の発議に基づき、必要に応じて開催する。

(協議事項)

第3条 委員協議会における協議事項は、市長その他関係機関の要請による報告、意見聴取等又は委員会として委員全員で協議すべき事項とする。

(公開)

第4条 委員協議会は、公開とする。ただし、協議により、傍聴を許可しないことができる。

(運営)

第5条 委員協議会の運営は、委員会に準ずるものとする。

2 委員でない議員の出席は認め、必要に応じて発言を許可する。

(会議録)

第6条 委員長は、事務局職員をして会議録を作成させる。

2 会議録の作成及び取り扱いは、委員会の会議録に準ずる。ただし、会議概要は、要点記録とする。

3 会議録は、委員長及び委員の署名は行わない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。